

輪島市監査公表第54号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年2月2日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成29年1月25日（水）教育委員会庶務課

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

### 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○小中学校の統廃合が急速に進み、使われなくなった学校施設の利活用については今後大きな問題となると思われる。いわば地域の精神的バックボーンでもある学校が消滅するということは、地域の教育・文化活動の崩壊を意味していると言っても過言ではない。廃校舎跡地を更地にするか利活用するかは、地元住民の意見・要望を取り入れ地域の活性化に資するような対処を真剣に検討されたい。

○多くの学校現場では、事務消耗品の予算が少なからず窮屈している状況を鑑みるに、「学校管理費」については現場の状況を把握し必要に応じた予算要求を執行するようお願いしたい。また、実施状況を精査し不用額が見込まれる場合は、速やかに減額補正をお願いしたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。